

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：インドネシア国新首都含む東カリマンタン州での地域・都市開発支援に向けた情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00953

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月8日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年3月8日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国新首都含む東カリマンタン州での地域・都市開発支援に向けた情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年5月～2024年11月  
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) 前金払の制限  
本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。  
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
  - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の26%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の14%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)  
担当者メールアドレス：[Isato.Maiko@jica.go.jp](mailto:Isato.Maiko@jica.go.jp)

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

- (2) 事業実施担当部  
東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	競争参加資格確認申請書	2023年 3月17日 12時
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2023年 3月27日
3	配付依頼受付期限	2023年 3月14日 12時
4	企画競争説明書に対する質問	2023年 3月22日 12時
5	質問への回答 3月14日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 3月17日
6	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年 3月27日
7	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
8	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 3月31日 12時
9	プレゼンテーション	行いません。
10	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時からの2営業日前まで
11	見積書の開封	2023年4月19日 12時
12	評価結果の通知日	見積書開封日時からの1営業日以内
13	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先: e-propo@jica.go.jp)

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

#### (4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 46-47 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

1) 提出期限： 上記4. (3) 参照

2) 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの 46 ページ・47 ページに記載する7点の書類に加え、以下もご提出ください。

i) 本件契約において現地法人・子会社・関係会社等との機密情報のやりとりの予定の有無、情報のやり取りの予定がある場合はその会社名と、情報のやり取りの際に基づく規定・社内ルール

3) 提出方法： 下記「8. プロポーザル等の提出」を参照し、上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号)\_ (法人名)」)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

※業務従事者にかかる資格確認：

業務従事者個人に係る「秘密情報を扱うにふさわしい者であるか否か」の確認については、プロポーザルに含まれる業務従事者の履歴書等をもって確認します。評価対象外の業務従事者に係る関係情報についても、追加情報の提供を求めることがあります。

4) 確認結果の通知：上記4. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### (2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納してください。

## 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

## 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.(3)の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (3) 提出先

- 1) 「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号)\_(法人名)\_見積書  
[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

## (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

### (2) 評価方法

- 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

## 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

#### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{点}$$

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。



#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。  
総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格とさせていただきます。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにポータルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「インドネシア国新首都含む東カリマンタン州での地域・都市開発支援に向けた情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

2019年8月、ジョコ・ウィドド大統領は、慢性的な地盤沈下・洪水や渋滞等の問題を抱えるインドネシアの首都ジャカルタから東カリマンタン州への首都移転構想を国会で表明した。これを踏まえ、国家開発企画庁（以下「BAPPENAS」）は2020年に首都移転に係るマスタープラン（以下「MP」）を策定した。その後、土地空間計画省による空間計画との整合作業を経て、東カリマンタン州のクタイ・カルタネガラ県と北プナジャム・パスール県にわたる地域が新首都予定地に選定された。2021年9月には首都移転法案が国会に提出され、2022年1月、インドネシア国会はジャカルタから新首都（ヌサンタラ）への移転法案を可決した。

インドネシア政府は、今後段階的に首都移転を行い、完全移転の目標時期を独立100周年の2045年としているが、一部政府機能については第一フェーズとなる2024年8月までに「政府コアエリア<sup>2</sup>」へ移転することを目標としている。また、2022年以降、新首都の運営を担う行政機関「ヌサンタラ首都庁（以下「OIKN」）」が設立され、首都移転事業に係る権限を順次 OIKN へ移行するなど、実施体制構築が進められている。また、公共事業省（以下「PU」）は、「政府コアエリア」の34の基礎インフラ（道路、橋梁、排水施設、庁舎、官邸、住宅）整備を進めており、これら整備事業のために、カリマンタン島外から約20万人の労働者が調達される予定である。

かかる状況の下、JICAは「インドネシア国新首都の開発にかかる情報収集・確認調査」（2022年6月～2023年6月）を実施し、新首都開発計画のレビューと政府コアエリア内の基礎インフラ整備の状況調査を行っている。また、同時に、同調査の BAPPENAS へのヒアリングで、新首都予定地は、周辺に位置する東カリマンタン州の経済都市であるバリクパパン市、同州都のサマリダ市との Tri-City

<sup>2</sup> 新首都（ヌサンタラ）の計画は政府コアエリア（KIPP）、新首都（ibukotanegara（IKN））Area、Expansion Areaに分けて計画されており、現在は日本の霞が関にあたる政府コアエリア内の基礎インフラ整備工事事業が急ピッチで実施されている。現在基礎インフラ事業に関与している企業はインドネシア国営企業のみ。

Development コンセプトに基づき選定されていることが判明している。新首都が今後数十年にわたり都市として発展し、東カリマンタン州地域に根付いていくには、周辺地域の開発計画との関係の整理、相乗効果について検討する必要がある。しかし、現時点では、新首都エリア以外の地域の開発計画を踏まえた都市計画の作成は行われていない。また、BAPPENAS の首都移転 MP（2020 年）についても、自然環境の考慮が不十分であること、実際の工事段階において必ずしも反映されていないといったこと、東カリマンタン州の周辺都市の開発計画と整合しない点があることなどが指摘されている。

新首都エリアは当面行政機能に特化して開発される予定であり、その新首都の都市機能を補完し、将来の Tri-City の実現に貢献するためには、新首都周辺都市を含んだ広域地域開発の計画・実施が不可欠である。ついては、東カリマンタン州における広域地域開発の観点から、新首都計画の周辺地域への影響を推計、分析し、新首都を含む東カリマンタン州での相乗効果を図るための計画の整理・検討が必要である。特に、新首都開発のためにカリマンタン島外から約 20 万人の労働者、及び KIPP（政府コアエリア）への政府機能の一部移転に伴う省庁関係者の転入（約 6 万人）が予定されており、東カリマンタン州の経済都市であるバリクパパン市では急激な人口増加と、これに伴う交通機能の影響、さらにはスプロール現象の発生が懸念される。また、起伏が激しいバリクパパン市の独特な地形は新首都予定地の地形とも類似しているため、バリクパパン市が現在・今後抱える都市開発に係る諸問題およびこれへの処方箋は、将来的に新首都での都市開発にも横展開が可能と考えられる。

### 第3条 調査の目的と範囲

#### （1）調査の目的

本調査は、今後、東カリマンタン州政府による策定が見込まれる中期地方開発計画（2025 - 2029）へのインプットも見据え、新首都を含む同州の地域開発の課題分析・整理を行い、将来の Tri-City の実現に向け、新首都は完全移転目標年次となる 2045 年までに都市形成・発展されることを考慮した Tri-City の対象地域（新首都予定地、州都のサマリダ市、バリクパパン市）の広域連携と地域開発にかかる情報収集・分析、地域構想を提案し、官民連携を通じた新首都事業への将来における今後の協力案、首都移転関連の投資誘致を検討する。

#### （2）対象地域

#### （3）インドネシア国東カリマンタン州新首都予定地、バリクパパン市、サマリダ市インドネシア側関係機関

国家開発企画庁（BAPPENAS）、ヌサンタラ新首都庁（OIKN）等

### 第4条 調査実施の留意事項

#### （1）相手国関係機関との協議及び発注者との情報共有、本調査の実施体制

本調査を実施するにあたりインドネシア側の意向をヒアリングし、調査結果に繋げる必要があること、既存の計画等の情報をインドネシア側から入手する必要がある

ることから、適宜、インドネシア側の必要な関係機関とコミュニケーションをとること。

周辺主要都市を含む同地域開発には、首都移転事業による影響などを考慮する必要があるため、中央政府においては、MP を策定した BAPPENAS のみならず、政府コアエリア内で基礎インフラ事業を行っている PU や首都移転を担う OIKN より、地方政府においては、東カリマンタン州、サマリダ市、バリクパパン市より、適宜情報収集を行い、事業内容、計画及び進捗状況を把握したうえで全体開発計画を検討すること。

また、調査計画の策定、調査実施、インドネシア側との調整内容については発注者（東南アジア・大洋州部東南アジア第一課、インドネシア事務所）と事前に十分な情報共有と協議の上進めること。また、その過程については文書にて確認・記録すること。また、調査結果についてインドネシア側関係機関へ共有する際には発注者への報告・同意を事前に得ること。なお、本調査の実施にあたって BAPPENAS をはじめとするインドネシア側関係機関へインタビューを行う場合、インタビューのアポイントメント等について、事前に発注者に相談すること。

#### (2) 関係ドナー・国際機関等からの情報収集・協議

新首都周辺の主要都市であるバリクパパン市・サマリダ市含む東カリマンタン州での支援・投資を考える第3国（中国、韓国、中東諸国等）の政府系援助機関、政府系投資機関、国際機関・ドナー、民間企業等へインタビューを行う場合、アポイントメント等に際し依頼文書等が必要な場合、JICA インドネシア事務所が支援を行うため、発注者に事前に相談すること。

#### (3) 事業実施方法の検討時の留意点

本調査を通じ、JICA の協力の方向性、および官民連携を含めた日本の協力の検討を行うこととしているが、インドネシア政府への説明・協議の際には、今次検討が首都移転事業本体に関する日本の協力をコミットメントするものではない点に留意して臨むものとする。また、インドネシアは今後数年以内に中進国入りが見込まれ、これまで以上に民間資金を動員した開発事業の実施が期待される。提言のとりまとめと協力の方向性の整理にあたっては、こうした事業環境の変化を考慮の上で進めるものとする。

なお、事業実施方法の検討にあたり、資金調達や事業実施体制に関し、発注者への事前の提案・承認のもと、学識経験者を活用することを認める。従い、学識経験者の活用の提案についても十分に検討すること。

#### (4) 東カリマンタン州開発計画の課題分析

BAPPENAS は、既に新首都事業の MP を策定しているが、今後新たな改訂版が発表される見込みである。改訂版の発表時期は未定のため、発表されるまでは既存の MP を参照することとするが、改訂版が出た際には、従来版からの変更点の整理、および改訂版の情報を反映した提言のとりまとめ等を行うこと。

#### (5) 運輸交通・電力／エネルギー・環境管理（含む廃棄物処理）・産業開発・投資促進・気候変動対策等、将来的な東カリマンタン州における事業実施に向けた主要セクター毎の課題分析と協力方針の検討

インドネシア政府は新首都のコンセプトを社会的・経済的・環境的・持続可能性のある”スマートフォレストシティ”と位置付けている。本調査における分析

や提言に当たっては、日本の知見を活かした防災に強い都市、クリーンシティ、スマートシティ、グリーントランスフォーメーションの実現に向けた提案と、それらに係る JICA の短・中期的な協力の方向性も検討すること。

#### (6) 業務履行の確認プロセス

本調査は、首都移転を切り口に、その新首都事業との相乗効果が期待される周辺地域も対象エリアとし、官民連携・民間投資促進に資するような今後の日本及び JICA の協力の方向性の検討を取りまとめることを目的としている。一方で首都移転事業は、事業の実施と計画の修正が同時並行的に進められており、インドネシア政府内の首都移転事業の方針が業務履行中に変更されることも想定される。従い、官民連携や民間投資促進に資する協力の方向性の検討に際しては、発注者とよく協議しながら進めること。

なお、調査結果を「第 6 条 報告書等（成果品）」に取りまとめる際には、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

#### (7) 東カリマンタン州中期開発計画に係る助言

本調査では、東カリマンタン州政府による策定が見込まれる中期地方開発計画（2025-2029）へのインプットを想定しており、したがって、調査結果に基づく課題・提言の際には、同州政府に対してもプレゼンテーションの実施を想定していることから、必要な資料を作成すること。また、協議結果を踏まえ、発注者と協議の上、アップデートした内容を報告書に取りまとめること。

### 第 5 条 調査の内容

調査は 3 つの各コンポーネント（①東カリマンタン州の地域開発計画、②新首都予定地、サマリダ市、およびバリクパパン市の主要 3 都市間地域の開発計画、③バリクパパン市の都市開発計画）において、基礎情報収集・分析を行い、インテリムレポート作成以後、各コンポーネントの分析結果を踏まえた提案・提言を行う。

1 つ目は、新首都事業による東カリマンタン州地域開発への影響や現状を分析する。東カリマンタン州地域の開発課題を見直し、開発計画のビジョン、ゴール、開発戦略の方向性を再整理する。

2 つ目は、第一段階での情報収集・分析を踏まえ、新首都予定地、サマリダ市、バリクパパン市の主要 3 都市間（以下「Tri-City」）の地域開発の観点で現状把握・分析を行い、3 都市間が相乗効果をもたらす地域開発構想の提案を行う。3 都市間の交流連携をもとに開発フレームワークの設定と地域構造、開発拠点の概要を整理する。

3 つ目は、第一、第二段階での調査結果に基づき、バリクパパン市の都市開発計画のレビューを行い、土地利用、都市インフラの現状などバリクパパン市の都市課題を整理する。自然災害に対する計画や市内外のアクセス改善に向けたインフラ導入計画等、新首都と地形が類似するバリクパパン市の都市課題は将来的に新首都でも再現される可能性があることから、①調査結果および対応策を BAPPENAS および OIKN へインプットし、新首都事業に裨益する助言を行い、②バリクパパン市に対しては、調査結果のインプットおよび今後の都市課題の能力向上支援案の提案を行う。

いずれの調査でも、対象エリアにおける新首都事業との相乗効果の推計・分析を行い、結果に基づき各開発における懸念点などを整理の上、対応策を取りまとめ、提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

新首都計画マスタープランを含む既存調査、関連資料、情報、データを効率的にレビュー、整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び調査工程を検討する。また、詳細な調査にてアップデートや追加収集が必要となる資料、情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを発注者及びインドネシア側関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) 既存調査、東カリマンタン州全体・バリクパパン市・サマリダ市のマスタープランのレビューと現状把握、課題整理

1) 既存計画・関連政策のレビュー

国土開発、産業開発、インフラ開発、地域開発等に係る既存計画・調査結果の収集、レビューを行い、インドネシア政府の上位計画を把握し、東カリマンタン州地域および Tri-City 開発に関連する開発政策、計画の内容について分析を行う。

2) 首都移転法（2022年第3号）及び公表済みのマスタープラン、関連する既存調査や既存データをもとに、新首都事業実施における東カリマンタン州・バリクパパン市・サマリダ市の影響、開発波及効果についてレビューを行う。

3) 今後改定が見込まれている首都移転法施行規則（細則）について、情報収集を行う。公表された際には、資料の翻訳<sup>3</sup>を行うこと。

4) 首都移転法及び同法細則にて規定される新首都の開発計画・空間計画と、東カリマンタン州クタイ・カルタネガラ県・北プナジャム・パスール県並びに周辺地域、及び東カリマンタン州の現行の開発計画・空間計画の不整合部分を確認し、整理する。

(3) 調査対象地域における関係省庁の関連法案・省令、財政等の情報収集・整理・課題分析

1) 首都移転法及び同法細則と東カリマンタン州・クタイ・カルタネガラ県・北プナジャム・パスール県並びに周辺地域既存の関連法との問題点について確認し、整理する。

2) 新首都予定地・東カリマンタン州・バリクパパン市・サマリダ市における環境社会配慮について、既存のデータのレビューを行う。

3) 新首都事業を対象とした PPP 制度、及び新首都周辺で想定される PPP 事業促進の課題を整理する。

(4) 他国政府機関・国際機関／ドナー、民間企業の新首都事業や周辺地域にかかる動向のレビュー

<sup>3</sup> 細則の翻訳（尼文⇒英文）に当たっては、一般業務費（250 千円）の定額計上とすること。

首都移転に対する他国政府、政府系援助機関、政府系投資機関、国際機関やドナー等の取り組みや検討状況、スケジュール等について確認の上、情報を整理する。また、首都移転の総事業費の約8割がPPP活用含む民間投資による資金調達計画となっているため、OIKNやBAPPENAS主催による新首都事業あるいは東カリマンタン州向けの投資セミナーが適宜開催される場合には、発注者と協議の上、可能な限り傍聴し、他国・他ドナーによる支援提案などに加えて民間企業等の参画や投資動向についても情報収集と整理を行い、必要事項を記録し発注者に提出すること。

(5) 民間企業による東カリマンタン州・バリクパパン市・サマリダ市への投資動向に係る情報収集・分析

1) 主にTri-City地域を対象とする東カリマンタン州における本邦企業のビジネス展開計画の有無及び関心度について情報収集を行う。

2) 上記(1)～(4)までの調査結果を基に、今後新首都及び東カリマンタン州で想定される産業開発に係る情報収集を行う。また、本邦企業及び地場企業・外国企業の関心の動向について確認の上、整理する。

3) 上記(1)～(4)までの調査結果や既存のデータを活用し、インドネシアにおける日本企業の投資拡大の動向や、投資拡大にあたっての課題、有望な投資分野を整理する。

4) なお、現在制定中とされる新首都事業を対象としたPPP法についても情報収集を行い、同法が公表された際には、速やかに資料を翻訳<sup>4</sup>し、従来のPPP法との相違、特徴などについて整理する。

(6) インテリムレポートの作成・説明・協議

上記(1)～(5)までの調査結果をインテリムレポートにまとめ、今後の調査方針につき、JICAの承認の元、関係機関と協議する。また、関係機関と今後の調査方針を説明の上、了承を得る。必要に応じて、協議結果を反映した内容を報告書にまとめる。

(7) 本邦企業向けのセミナー実施

上記(1)～(6)までの内容に基づき、本邦企業や在インドネシア日本人商工会議所等を対象に、本調査結果の共有及び意見の聴取を目的にセミナー<sup>5</sup>を開催し、本邦企業の東カリマンタン州への投資動向および、投資環境への要望等、本邦企業による市場参画の実現に向けて、適宜ヒアリングや情報収集を行う。

また、発注者と協議の上、セミナー前後にアンケート集計を行い、その結果内容を資料にとりまとめ発注者に提出する。

(8) 東カリマンタン州(含む新首都)の長期ビジョン(目標年次:2045年)、及び中期地方開発計画(2025-2029)に関する情報収集・助言・提言

上記(1)～(7)までの内容に基づき、首都の完全移転目標とされる2045年を目標年次とする東カリマンタン州の長期開発ビジョン・ロードマップを策定し、整理された優先課題を提示する。ロードマップは開発フェーズごとに

<sup>4</sup> PPP法の翻訳(尼文⇒英文)に当たっては、一般業務費(250千円)の定額計上とすること。

<sup>5</sup> セミナーはオンラインでの実施を想定。

切り分け、インフラ導入検討などの時期を整理の上、東カリマンタン州地域の主要な課題解決に資する内容を検討する。

各種課題及び対応策等の提案には、首都移転事業による東カリマンタン州の経済効果等を考慮し、情報を整理するとともに、主に以下の項目について具体的な課題解決にかかる提言を取りまとめる。

- ① コネクティビティ
- ② 気候変動対策
- ③ 環境管理（含む廃棄物処理、廃棄物管理）
- ④ 産業開発・投資促進
- ⑤ 電力・エネルギー
- ⑥ 都市経営
- ⑦ 居住環境
- ⑧ ダイバーシティ、地域共生

(9) Tri-City Development コンセプト実現に対する助言・提言

上記(1)～(8)にて整理した内容をもとに、Tri-City の地域開発構想(案)の内容をとりまとめ、提言する。主に下記のセクターに対する助言を念頭に検討結果をまとめ、BAPPENAS、OIKN に対して提言を行う。

なお、投資誘致にかかる提言については、本邦企業のヒアリングで得た情報に基づき、本邦企業の投資障壁等についても必要に応じて共有の上、提言を行う。新首都予定地は周辺都市計画との不整合点が含まれていることから、Tri-City の開発が効果的かつ新首都開発に裨益する地域開発構想案を取りまとめ、提案する。

- ① コネクティビティ
- ② 気候変動対策
- ③ 環境管理（含む廃棄物処理、廃棄物管理）
- ④ 産業開発・投資促進
- ⑤ 電力・エネルギー
- ⑥ 都市経営
- ⑦ 居住環境
- ⑧ ダイバーシティ、地域共生

(10) バリクパパン市の都市開発に対する助言・提言

Tri-City Development の検討結果をもとに、バリクパパン市の土地利用計画、都市インフラ整備計画、開発管理計画、概略資金計画等の概要を取りまとめ、BAPPENAS、バリクパパン市、並びに OIKN に対し、バリクパパン市の都市開発に対する提言を行う。

BAPPENAS、OIKN に対しては新首都開発のケーススタディとして活用できる提言内容とすることに留意すること。またバリクパパン市は都市開発問題への提言として、実施体制の能力向上を含めた提案を行う。なお、バリクパパン市は 23 年度の技術協力プロジェクト支援要請の可能性もあることから、発注者の要請に基づき、同技術協力プロジェクト立ち上げにかかる調査結果を踏まえた助言等、側面支援を行う。



(11) 今後の JICA の協力の方向性についての提言（含む、次期要望調査に向けた協力候補案件の形成支援）

上記（1）～（10）を踏まえ、インドネシアの首都移転事業に対する今後の JICA の協力の方向性にかかる提言を取りまとめる。提言のとりまとめに当たっては、個別案件の検討に加え、制度改善、キャパシティビルディングなどのソフト面の支援や開発政策借款の検討、民間事業やインドネシア政府自己資金で実施した場合の側面支援、民間資金導入のためのインドネシア政府による環境整備への側面支援の可能性、提案等も含めて幅広い検討を行う。

発注者と協議の上、個別の優先プロジェクト案については、以下の情報等を整理の上、提案すること。提案内容は発注者と事前に協議を行ったうえで、インドネシア政府側と協議を行う順序に留意すること。

- ① プロジェクト案の背景・必要性（なるべく定量的なデータに基づき、かつインドネシア政府の政策にも触れる）
- ② 具体的なプロジェクト内容（スコープ）、スキーム（ODA のみならず、PPP も含む）
- ③ 同プロジェクトにより解決される開発課題と定量的・定性的な開発効果
- ④ 概算コスト、協力期間
- ⑤ インドネシア側の実施体制、カウンターパート
- ⑥ 日本が支援する意義、活かせる日本の知見

また、個別案件のスキームに当たっては民間連携スキームの活用および官民連携支援、ならびに我が国の無償資金協力案件を想定するが、首都移転事業にかかる状況に応じて有償資金協力を念頭においた案件策定も検討する。

(12) ドラフト・ファイナルレポートの作成

上記（1）～（11）の調査結果に基づき、ドラフト・ファイナルレポート（プレゼンテーション資料を含む。）案を作成し、発注者に提出する。発注者のコメントに基づき修正を行い、発注者同席の下、インドネシア側に対してプレゼンテーションを行う。

(13) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートのプレゼンテーションに対する発注者およびインドネシア側のコメントを踏まえ、レポート（プレゼンテーション資料を含む）を作成し、発注者に提出する。発注者のコメントに基づき修正を行い、JICA 同席の下、インドネシア側に対し最終プレゼンテーションを実施し賛同を得る。右を踏まえ、必要な修正を行った上でファイナルレポートを発注者に提出する。

## 第6条 報告書等

報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 調査報告書

#### 1) インセプションレポート (IC/R)

- ・記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- ・提出時期：調査開始後 15 日以内（現地調査開始前）
- ・部数：和文、英文（製本不要。電子データ PDF による提出。）
- ・電子データ：上記報告書の PDF

#### 2) インテリムレポート (IT/R)

- ・記載事項：上記「第5条（6）」に記載の内容
- ・提出時期：2023年10月下旬
- ・部数：和文5部、英文10部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- ・電子データ：上記報告書の PDF

#### 3) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

- ・記載事項：本調査の全体成果（冒頭に要約を添付）
- ・提出時期：2024年9月下旬
- ・部数：和文5部、英文10部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- ・電子データ：上記報告書の PDF

#### 4) ファイナルレポート (F/R)

・記載事項：ドラフト・ファイナルレポートへのコメントに対応して必要な修正を行ったもの

- ・提出時期：2024年11月27日
- ・部数：和文5部、英文12部（全て製本）
- ・電子データ：CD-R3部

なお、ファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含めること。また、関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要なプレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積りに含めるものとする。

### (2) その他の提出物

#### 1) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの現状が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出に当たっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。

写真の著作権については発注者に帰属するものとする。発注者は広報用素材として各種媒体への活用を想定している。

- ・提出時期：ファイナルレポート提出時
- ・部数：CD-R1枚（jpegファイル形式）

## 2) 収集資料デジタル画像集

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データとして、発注者に提出する。

- ・提出時期：ファイナルレポート提出時
- ・部数：CD-R1 枚

## 3) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録（M/M）を策定し、発注者に速やかに提出する。また、発注者および受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、10日程度以内に発注者に提出すること。

## 4) その他

上記の提出物のほかに、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

## 報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査の背景・経緯
- (2) 東カリマンタン州全体、新首都エリア（クタイ・カルタネガラ県、北プナジャム・パスール県）、バリクパパン市、サマリダ市における開発計画のレビューと現状把握（Tri-City Development コンセプトと「インドネシア国新首都の開発にかかる情報収集・確認調査」のレビューを含む）
- (3) 上記（2）にかかる関係省庁の関連法案・省令、財政等の情報収集・整理・課題分析
- (4) 他国・他ドナーの新首都事業や周辺地域にかかる動向のレビュー
- (5) 民間企業による東カリマンタン州・新首都エリア・バリクパパン市・サマリダ市への投資動向に係る情報収集・分析
- (6) 東カリマンタン州（含む新首都）の長期開発ビジョン（目標年次：2045 年）、及び中期地方開発計画（2025 - 2029）
- (7) Tri-City Development コンセプト、地域開発構想
- (8) バリクパパン市の都市開発計画
- (9) 今後の日本政府及び JICA の協力の方向性についての提言（含む、次期要望調査に向けた協力候補案件の形成支援）

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積もりとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地コンサルタント、大学関係者等の活用方法	第4条 調査実施の留意事項 (1) 相手国関係機関との協議及びJICAとの情報共有、本調査の実施体制  (3) 事業実施方法の検討
2	調査目的に沿った調査手法・調査実施方針等の提案	第5条 業務の内容 (8) 東カリマンタン州(含む新首都)の長期ビジョン(目標年次は2045年)、及び中期地方開発計画(2025-2029)に関する情報収集・助言・提言  (9) Tri-City Developmentコンセプト実現に対する助言・提言  (10) バリクパパン市の都市開発に対する助言・提言
3	事業実施方法の検討	第4条 調査実施の留意事項 (3) 事業実施方法の検討 第5条 調査の内容 (11) 今後のJICAの協力の方向性についての提言(含む、次期要望調査に向けた協力候補案件の形成支援)
4	オンラインセミナーの実施：実施体制、開催時期、回数、想定対象人数及び対象機関	第5条 (7) 本邦企業向けのセミナー実施

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
評価対象とする類似業務：地域開発、都市開発
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法  
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／地域開発
- 都市開発・都市マネジメント

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.0 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／地域開発】

- ① 類似業務経験の分野：地域開発計画策定、地域開発構想
- ② 対象国及び類似地域：インドネシア国及びその他全発展途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：都市開発・都市マネジメント】

- ① 類似業務経験の分野：都市開発計画策定、都市開発事業のマネジメント
- ② 対象国及び類似地域：インドネシア国及びその他全発展途上国
- ③ 語学能力：英語

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

インテリムレポートの作成を目途にバリクパパン市・サマリダ市の法制度や計画内容等のレビュー、バリクパパン市の都市課題の整理・分析を行い、2023年度8月末までに地方政府より提出予定の技術協力要請書の作成への助言を行うこと。

特に、新首都周辺都市のサマリダ市・バリクパパン市のうち、バリクパパン市の都市開発計画および首都移転事業による影響に係る情報収集を優先し、バリクパパン市をケーススタディとした首都移転事業計画ならびにバリクパパン市へのキャパシティビルディングへの助言・提言の検討に当たり調査実施体制の変更の必要性の有無を確認し、BAPPENASおよび東カリマンタン州への調査結果の説明・協議のスケジュールをJICAに確認すること。

その上で、BAPPENASおよび東カリマンタン州への提言及び今後のJICAの協力の方向性についての提言を取りまとめる。

なお、首都移転に関連する各種法令・計画の策定は改訂版の公表時期は遅れることも予想されるため、業務工程の見直しの必要がある場合は提案すること。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 24人月（現地：16人月、国内：8人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/地域開発（2号）
- ② 都市開発・都市マネジメント（3号）
- ③ インフラ整備
- ④ 気候変動対策・エネルギー
- ⑤ 環境管理（含む廃棄物処理、廃棄物管理）
- ⑥ 産業開発・投資促進
- ⑦ 経済財務分析
- ⑧ 環境社会配慮・地域共生

#### 3) 渡航回数を目途 全24回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

なし

\*ただし「インドネシア国インドネシア新首都開発にかかる情報収集・確認調査」の最終報告書は、完成（2023年6月末を予定）後に貸与予定です。

#### 2) 公開資料

##### ➤ 首都移転法（法律2022年第3号）

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/198400/uu-no-3-tahun-2022>

（※首都移転法の一部は英訳・和訳済みのため、受注者決定後に貸与予定です）

### (4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（インドネシア語⇄英語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### (5) 安全管理

調査対象地域において、外務省より特段安全対策措置に関する情報はありませんが、調査中の安全管理は十分留意ください。

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

### (1) 契約期間の分割について



第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

## (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

### **【上限額】**

**94,588,000（税抜）**

なお、定額計上分 500,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費（細則の翻訳（尼文⇒英文）および PPP 法の翻訳（尼文⇒英文））	第2章第5条、脚注3、4参照	500,000円		一般業務費

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ジャカルタ（全日本航空/日本航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙2：プロポーザル評価配点表

### プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 50 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 40 )	
	( 27 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／地域開発</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(5)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>都市開発・都市マネジメント</u></b>	<b>(13)</b>	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	